（組織変更後の農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十条　平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　その主たる事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部であること。

二　都道府県の区域を地区とすること。

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条第一項に規定する存続全国中央会をいう。第五項及び第六項において同じ。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。

二　農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは平成二十七年改正法附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（次号及び第二百四十三条において「組織変更後農業協同組合連合会」という。）における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士（旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。以下この条において同じ。）の同号の事業に関する補助若しくは組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課における平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格を有する者の監査事業に関する補助又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務又は組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課以外の部課における組合の経営に関する相談に応ずる事務

ハ　組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務

2　次の各号に掲げる者は、農業協同組合監査士とみなす。

一　旧農業協同組合監査士に選任されていた者

二　公認会計士であって前項第二号に該当する者

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者　第一項第一号に該当する者

二　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した後、旧農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、農業協同組合中央会において、旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けた者　第一項第二号に該当する者

4　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会において旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に在籍していた期間　存続中央会において同号の事業を担当する部課に在籍していた期間

二　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士の同号の事業に関する補助の事務に従事していた期間　第一項第三号イに規定する事務に従事していた期間

三　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務に従事していた期間　第一項第三号ロに規定する事務に従事していた期間

5　第一項第一号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

6　第一項第二号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

（監査規程の変更の認可を要しない事項）

第二百四十二条　平成二十七年改正法附則第二十条第一項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（監査規程の変更又は廃止の届出）

第二百四十三条　組織変更後農業協同組合連合会は、平成二十七年改正法附則第二十条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

（組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十四条　平成二十七年改正法附則第二十六条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　平成二十七年改正法附則第二十二条第三項各号に掲げることを主たる目的とすること。

二　全国において事業を行うものであること。

三　次に掲げる者が主たる構成員となっている法人であること。

イ　組合

ロ　組合が主たる構成員又は出資者となっている法人

附則第一条の二中「第二条の三第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に、「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項第三号」に、「前号ニ」を「第一号ハ、ニ」に改める。

別表第一及び別表第二中「第二十三条第一項第五号」を「第二十一条の二第三項第九号及び第二十二条の二十九第一項第七号」に改める。

別表第五注中「第十一条の十六第一項」を「第十一条の三十五第一項」に改める。

別表第六契約年度の欄中「２００１年度」の下に「～２００５年度」を加え、「２００２年度」を「２００６年度～２０１０年度」に改め、「２００３年度」を削り、同記載上の注意1中「第十一条の十八」を「第十一条の三十七」に改め、同記載上の注意3中「２００１年度」を「２０１１年度」に改める。

別表第七項目の欄中「第十一条の八第一号」を「第十一条の十八第一号」に、「第十一条の八第二号」を「第十一条の十八第二号」に改め、同表記載事項の欄中「第十一条の八第一号」を「第十一条の十八第一号」に改める。

別表第八注1中「第十一条の八」を「第十一条の十八」に改め、同注2中「第十一条の十六第一項」を「第十一条の三十五第一項」に改める。

別紙様式第一号㈢を別紙様式第一号の二㈢とする。

別紙様式第一号㈢中	「㈨　農業倉庫事業収益 ㈩　農業倉庫事業費用 農業倉庫事業総利益（又は農業倉庫事業総損失）」
を	「㈨　保管 ㈩　保管 保管事業収益 事業費用 事業総利益（又は保管事業総損失）」

に改め、同様式を別紙様式第一号の二㈢とする。